

< 全医経 QA センター 運営概要 > NO. 1

20160803

1. 意義

(一社) 全国医療専門経営会計人会の会員および会員の関与している病院・医科診療所・歯科診療所・介護施設等並びにその他の施設等からの経営に関する質問に意見を提示するものである。

2. 対象

(一社) 全国医療専門経営会計人会の会員および会員の関与している病院・医科診療所・歯科診療所・介護施設等並びにその他の施設等からの経営に関する質問

3. 質問の提示および回答

(1) (一社) 全国医療専門経営会計人会の会員

所定のホームページの質問欄 (<https://www.yamabayashi-juku.com/faq/form/>) から会員専用のページ経由にて会員専用のQAページ上の(質問をメールで送る)を選択して質問内容の記載を行う。提示された質問については最長7営業日以内に、質問者に対して回答するものとする(内容により時間がかかることもあります)。

(2) 病院・医科診療所・歯科診療所・介護施設等

(一社) 全国医療専門経営会計人会のホームページ (<https://www.yamabayashi-juku.com/faq/form/>) 上のQAページにて質問内容の記載を行う。記載された質問に対して最長7営業日以内に回答するものとする(内容により時間がかかることもあります)。

回答方法は、予め記載されたアドレスに対して行われる。

4. 回答に関する検討の仕組み

質問が提示された場合、回答者リストから順番に回答者が指名され(原則、1問につき1事務所。但し、事例紹介の場合は1問につき複数事務所もある)、質問内容につき事務局から担当事務所担当者へ転送される。回答者のリストアップは事務局の責任にて行われ、原則、回答者に指名された事務所は引き受けるものとする。指名された事務所は転送されてから4営業日以内に責任を持って回答を作成し、ホームページ上の回答記載頁に記載することにより回答して事務局にメールにて連絡する。当該ホームページに記載された回答は、事務局にて査収され、質問提示から7営業日以内に質問者に対して回答が送付される (zen-ikei@yamabayashi-juku.com)。

なお、事務局による査収にて確認事項があれば、回答者へ連絡（メール）する。
尚、質問への分類決めは回答者が決定し、所定の箇所に記載することに留意する。

5. 回答者のリストアップ

回答候補者は、原則、理事会メンバー事務所が担うものとする。
指名を受けた事務所は、事務所として責任を持って回答するものとする。

6. 回答の公開

質問の回答は団体の特定ができないような表記によって（一社）全国医療専門経営
会計人会の定例研究会において定期的に公表される。

<QA 提示から回答までの流れ>

